

岡山市立岡山中央中学校PTA 慶弔規定

生徒・PTAに関する慶弔規定は次のとおりとする。

1. 生徒の場合

- (1) 死亡 10,000円
会葬：本会役員・本校職員・生徒会役員・学級生徒及び希望する生徒
- (2) 傷病・災害 5,000円（入院1ヵ月を基準とする）

2 生徒の保護者の場合

- (1) 死亡 10,000円
会葬：本会役員・本校職員代表・生徒会及び学級代表
- (2) 災害 5,000円

3 教職員の場合

- (1) 本人死亡 10,000円
- (2) 本人結婚 5,000円
- (3) 出産 5,000円
- (4) 傷病・災害 5,000円（入院1ヵ月を基準とする）
- (5) 転退職
 - ・在職1年まで 5,000円
 - ・在職1年以上 5,000円×在職年数ただし、30,000円を越えないものとする。

4 その他特別の場合、会長・副会長でその都度、協議する。

5 付記

- (1) 平成11年4月1日 制定
平成26年5月7日 改訂
平成28年5月9日 改訂
- (2) PTAによって行った慶弔・見舞金に対しては、返しは一切しない。
- (3) 葬儀が岡山市外で行われるときは、弔電をもって参列に代えることができる。
- (4) PTA会費中より慶弔費を支出するので、PTAならびに生徒個人からの集金は行わない。

岡山市立岡山中央中学校PTA旅費規定

旅費規定は次のとおりとする。

- 1. 本校等から受講案内があり、総務部会から出席要請を行った研修会等の参加は、市内の場合は1回500円、市外の場合は1,000円を支給する。
- 2. 支給対象は、原則PTA役員とするが、状況により役員以外の保護者に出席依頼をした場合も含む。
- 3. この規定は、平成11年4月1日に制定した。
平成26年5月7日に改訂
平成28年5月9日に改訂